

播磨町総合スポーツ施設利用についてのお願い

平素は、NPO 法人スポーツクラブ 21 はりまの活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、播磨町総合スポーツ施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、多くの皆様に播磨町総合スポーツ施設（以下「施設」という。）のご利用いただくにあたり、今年度より行政と協議により、施設利用に係る優先利用における運用基準の見直しをしております。しかしながら、この度、一部の団体・施設において運用基準に則らず、「施設利用の権利を譲渡する（又貸し）」となる事案が見受けられたところです。

このことを踏まえて、指定管理者としては、運用基準に基づき、分かりやすい予約のあり方など、より一層周知してまいります。

今後とも指定管理者制度の特性を生かした施設利用と運営に努めてまいりますので、当クラブの活動及び適切な施設利用にご理解とご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

令和6年7月23日

指定管理者 NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま